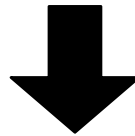


後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴う特記事項の記載について(医科・歯科・調剤・訪問看護)

令和4年9月30日診療分まで

所得区分	特記事項		負担割合
		多数該当の場合	
現役並みⅢ	26 区ア	31 多ア	3割
現役並みⅡ	27 区イ	32 多イ	
現役並みⅠ	28 区ウ	33 多ウ	
一般	29 区エ	34 多エ	1割
低所得Ⅱ	30 区オ	35 多才 ※70歳未満の方のみ	1割
低所得Ⅰ			



令和4年10月1日診療分以降

	所得区分	特記事項		負担割合
			多数該当の場合	
変更なし	現役並みⅢ	26 区ア	31 多ア	3割
	現役並みⅡ	27 区イ	32 多イ	
	現役並みⅠ	28 区ウ	33 多ウ	
変更あり	一般Ⅱ	41 区カ	43 多カ	2割
	一般Ⅰ	42 区キ	44 多キ	1割
変更なし	低所得Ⅱ	30 区オ	35 多才 ※70歳未満の方のみ	1割
	低所得Ⅰ			

※「43 多カ・44 多キ」は特定疾病給付対象療養(公費 54 など)の多数該当の場合に特記事項欄に表示します。

※国保は変更ありません。